

環境局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、環境局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次の号に掲げる会計年度任用職員については、別表第1に定める半日休暇の区分のとおりとする。

(1) 生活環境保全対策業務会計年度任用職員

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定

めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
廃棄物減量推進業務会計年度任用職員	(1)川崎市廃棄物減量指導員委嘱・任免補助業務 (2)川崎市廃棄物減量指導員支援団体への報償金交付補助業務 (3)市・区廃棄物減量指導員連絡協議会への助成金交付補助業務 (4)資源集団回収実施団体への奨励金交付補助業務 (5)資源集団回収業者への報償金交付補助業務 (6)その他必要と認める業務補助	1	生活環境部減量推進課	生活環境部減量推進課	28時間 45分	8:45~15:30 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
生活環境保全対策業務会計	(1)事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する許	2	生活環境部減量推	川崎・宮前生活環	28時間 45分	変則勤務 (1)9:15~16:00	1週間のうち5日	1週間のうち2日

年度任用職員	可業者収集または、施設搬入への移行についての立入指導業務補助 (2)市収集の集積所における事業系一般廃棄物の排出監視業務補助 (3)市収集の集積所における開封検査業務補助 (4)警察との連絡調整業務 (5)廃棄物の散乱防止対策業務 (6) その他必要と認める業務補助		進課	境事業所		(2)7:30~14:15 (3)8:30~15:15 (休憩 勤務時間の途中において1時間) 半日休暇の区分 (1)12:00 (2)10:30 (3)11:30		
指導業務会計年度任用職員	(1)事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する立入指導業務補助 (2)市収集の集積所における事業系一般廃棄物の不適正排出指導業務補助 (3)多量・準多量排出事業者に対する減量化・資源化指導業務補助 (4)少量排出事業者への立入検査等による排出実態調査業務補助 (5)食品ロス削減対策における普及啓発業務補助 (6) その他必要と認める業務補助	1	生活環境部減量推進課	生活環境部減量推進課	28時間 45分	9:30~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
自動車整備関連業務会計年度任用職員	自動車整備に関する業務	4	生活環境部収集計画課	川崎・宮前・多摩生活環境事業所	29時間	8:00~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から土曜日までのうち週4日	ローテーションによる
廃棄物不法投棄・監視指導員	(1)警察との連絡調整 (2)警察からの捜査照会に係る業務 (3)不法投棄パトロール業務 (4)不法投棄者、廃棄物処理業者及び排出事業者に対する立入検査補助業務 (5)その他不法投棄及び監視に関する業務補助	1	生活環境部廃棄物指導課	生活環境部廃棄物指導課	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	水曜日を除いた月曜日から金曜日までの週4日	水曜日、土曜日及び日曜日
生活環境事業関係会計年度	洗濯に関する業務（一定程度習熟し、勤務成績が良	2	施設部処理計画	施設部王禅寺処理	30時間	8:30~15:30 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日	土曜日及び日曜日

任用職員（洗濯業務1）	好		課	センター				までの週 5日	
生活環境事業 関係会計年度 任用職員（洗濯業務1-2）	洗濯に関する業務（一定程度習熟し、勤務成績が良好）	1	施設部 処理計画 課	施設部浮 島処理セ ンター	30時間	8:30~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	ローテーションによる	
生活環境事業 関係会計年度 任用職員（洗濯業務2）	洗濯に関する業務（一定程度習熟するまで）	2	施設部 処理計画 課	施設部王 禅寺処理 センター	30時間	8:30~15:30 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5日	土曜日及び日曜日	
生活環境事業 関係会計年度 任用職員（洗濯業務2-2）	洗濯に関する業務（一定程度習熟するまで）	1	施設部 処理計画 課	施設部浮 島処理セ ンター	30時間	8:30~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までのうち週4日	ローテーションによる	
自動車運転業務会計年度任用職員	環境総合研究所管理車両の運転に関する業務	1	環境総合 研究所	環境総合 研究所	29時間	8:45~17:00 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から木曜日 までの週 4日	金曜日、土曜日及び日曜日	

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表第1の付表に定めるところによる。

別表第1の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
生活環境保全対策業務会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
自動車整備関連業務会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日までの日を除く。）
生活環境事業関係会計年度任用職員（洗濯業務）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（特に勤務を免除する場合を除く。）

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
廃棄物減量推進業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活環境保全対策業務会計年度任用職員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給

指導業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
廃棄物不法投棄・監視指導員	A	行政職給料表（1）2級56号給～61号給
自動車整備関連業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活環境事業関係会計年度任用職員（洗濯業務1、洗濯業務1－2）	E	行政職給料表（2）1級29号給～34号給
生活環境事業関係会計年度任用職員（洗濯業務2、洗濯業務2－2）	F	行政職給料表（2）1級19号給～24号給
自動車運転業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（2）1級29号給～34号給